

居宅介護支援サービス重要事項説明書

(令和8年6月1日 現在)

いちごケアプランにおける、居宅介護支援サービスに関わる基本的事項について、ご説明します。
居宅サービス計画のご依頼に際し、以下の事項にご了承いただきますようお願いいたします。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	いちごケアプラン		
所在地	東京都豊島区池袋 2-33-17 オリентハイツ 202		
電話番号	03-6907-1836	FAX 番号	03-6907-1837
介護保険事業所番号	1371606102	管理者氏名	高橋 佐智子
開設年月日	令和6年9月1日		
営業日	月～金曜日(土・日・祝日・12/30～1/3を除く)		
営業時間	午前8時30分～午後5時30分		
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分		
サービス提供実施地域	豊島区、北区、板橋区、文京区、新宿区		

2. 事業者概要

法人名	株式会社 EMK		
代表者氏名	代表取締役 水竹 恵美子	設立年月日	令和3年9月10日
所在地	東京都豊島区雑司が谷 3 丁目 3 番 25-707		
電話番号	03-6907-1836	FAX 番号	03-6907-1837
営業種目	訪問看護、居宅介護支援		

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

要支援、要介護状態にあるご利用者に対し、適切な指定居宅介護サービスを提供する事を目的とします。

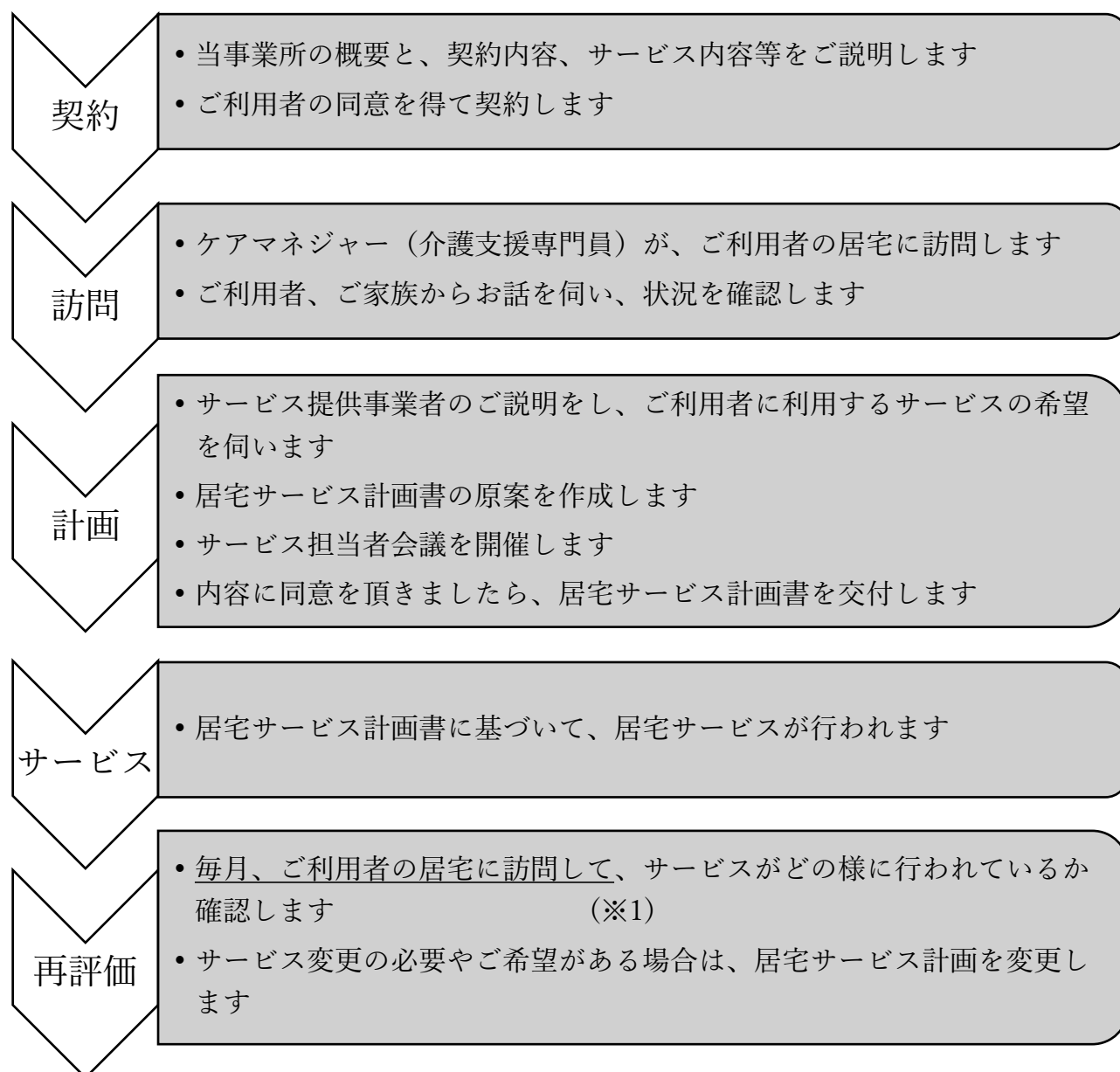
(2) 運営方針

- ① ご利用者の状況、環境、能力に応じて、可能な限り居宅で自立した生活を営める様に援助を行います。
- ② ご利用者の意思、人格を尊重し、公正中立な立場で保健・医療・福祉サービスを調整します。
- ③ 関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 当該事業の職員体制

役職	業務内容	常勤	合計
管理者(主任介護支援専門員・兼務)	業務の一元的な管理 規定遵守のための必要な指揮命令 居宅サービス計画の作成	1 名	1 名
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成	2 名	2 名
事務員	庶務・ケアプランデータ連携システムの活用	1 名	1 名

5. サービス内容と利用方法



●サービスの終了について

・ご利用者の都合

- (1)更新で自立になった場合
- (2)長期の入院又は施設入所の場合
- (3)お亡くなりになった場合

全て自動終了になります。

・当社の都合

- (1)事業所の閉鎖

その場合 1 か月前に文書にて通知をし、後任の事業所紹介をします。

- (2)ご利用者やご家族から当社や当社の介護支援専門員に対して法令・公序良俗に反する行為によって本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

●居宅介護支援の留意点

1	居宅サービス計画の新規作成及び変更、要介護認定、要介護状態区分の変更認定が行われる時は、ご利用者の状態把握を行うために、サービス担当者会議を開催します。
2	ご利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を担当の介護支援専門員に求めることができます。介護支援専門員は、理解が得られるよう説明します。
3	担当の介護支援専門員より、居宅サービス計画の原案をご利用者またはご家族に対して説明します。ご利用者またはご家族に同意を頂いた上で、居宅サービス計画を交付します。
4	ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、主治医等に意見を求めると共に居宅サービス計画を交付します。
5	担当の介護支援専門員は、少なくとも1ヶ月に1度ご利用者の居宅を訪問し(※1)、直接ご利用者と面接します。面接結果は記録に残し、ご利用者の状態の経過を把握します。
6	担当の介護支援専門員は、居宅サービス事業者等からご利用者に関する情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、ご利用者の服薬状況、口腔機能等について主治医に情報提供します。
7	担当の介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載すると共に、当該居宅サービス計画を市区町村に届け出をします。
8	ご利用者が病院又は診療所に入院する事となった場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所にお伝えください。
9	ご利用者は、居宅サービス計画の作成にあたり、複数の居宅サービス事業者を紹介するよう、担当の介護支援専門員に求めることができます。

※1 厚生労働省の定めた一定の要件を満たした場合は、少なくとも2カ月に1度ご利用者の居宅を訪問し面接をします。

●居宅介護支援提供にあたっての留意事項

- ① 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ② 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ③ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の有効期間満了前に、ご利用者またはご家族と連携のうえ、介護支援専門員が市区町村への更新申請を同意のもとで代行します。必要書類の作成・提出を行います。ご本人またはご家族による申請も可能です。

6. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援(ケアマネジメント)に係る費用は、介護保険制度により全額が保険給付対象となっておりますので、ご利用者の自己負担はありません。ただし、今後の制度改正等により、居宅介護支援に自己負担が生じる可能性があります。その際は、変更内容について速やかにご説明し、ご理解・ご同意をいただいたうえで対応いたします。

(2) 交通費

前記1で示したサービス実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャー訪問の際に公共交通機関を利用した場合、交通費を実費で頂戴いたします。なお、自動車にて訪問する場合は、片道 100 円/km(税別)の交通費を頂戴いたします。

(3) 解約料

契約の解除をお申し出頂いた場合、一切の解約料金は頂きません。

7. 事故発生時の対応

- 利用者に対する居宅支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 当該事故の状況及び事故に際して執った処置について記録を行います。
- 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	

9. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順・苦情窓口

- 苦情があった場合は、ただちに管理者が連絡を取り、ご自宅に訪問して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を聴取します。
- 管理者が必要があると判断した場合は、担当者と検討会議を行います。
(検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告します)
- 検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応を示します。
- 記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発を防ぐために役立てます。

当社窓口

【事業所の窓口】 いちごケアプラン 管理者:高橋 佐智子	03-6907-1836
【法人の窓口】 株式会社 EMK 代表取締役 水竹 恵美子	03-6907-1836

公的機関の窓口

【国保連の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(ダイヤルイン)
【区市町村の窓口】 豊島区役所 介護保険課 北区役所 長寿支援課 板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 文京区役所 介護保険課 新宿区役所 介護保険課	03-3981-1318(直通) 03-3908-9017(代表) 03-3579-2357(代表) 03-5803-1383(代表) 03-3209-1111(代表)

10. 第三者評価の実施状況 実施の有無 : 無

11. 虐待防止(高齢者含む)に関する事項

虐待防止(高齢者含む)に関する責任者	高橋 佐智子
--------------------	--------

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2. 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

12. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 秘密保持

- 事業者及び事業者の使用する者は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- 予め文書により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報、利用者の家族の同意を得た場合は家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

14. その他運営に関する重要事項

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとして業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

《介護職員処遇改善加算》

ケアマネージャーの処遇改善加算(賃金向上)および職場環境の整備を目的として、2026 年(令和 8 年)6 月より新設された加算です。基本報酬に各種加算を加えた総単位数に対して、2.1%分が別途加算されます。

《特定事業所加算(Ⅲ)算定開始に関する事項》

第一項 特定事業所加算制度の趣旨

特定事業所加算制度は、介護保険法及び厚生労働大臣が定める基準に基づき、質の高い居宅介護支援(ケアマネジメント)を提供している事業所を評価することを目的としています。

具体的には、中重度者や支援困難なケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保、医療機関等との連携強化を総合的に実施する事業所に対し加算を行うものであり、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する役割を担うことが期待されるものです。

第二項 特定事業所加算(Ⅲ)の算定開始と事業所体制

1. 算定する加算の名称及び単位数

加算の名称	単位数	算定開始日
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月	令和7年12月1日より

2. 特定事業所加算(Ⅲ)算定に伴う体制整備

当事業所は、特定事業所加算(Ⅲ)の算定要件を満たすために以下の体制を整備し、利用者への質の高いサービスの継続的かつ安定的な提供に努めてまいります。

1. 専門職の配置

- 主任介護支援専門員を常勤かつ専従で1名以上配置しております。
- 介護支援専門員を常勤かつ専従で2名以上配置しております。

2. 情報連携・研修の実施

- 利用者に関する情報及びサービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議を定期的に開催しております。
- 介護支援専門員に対し計画的な研修を実施し、資質の向上に努めております。

3. 困難事例への対応

- 虐待の防止、医療ニーズの高い利用者、ヤングケアラーを含む支援を要する事例など、専門的な知識・技術を要する事例に対し関係機関と連携の上、適切に対応できる体制を構築しております。

4. 緊急時の対応

- 利用者からの緊急連絡に対応できるよう、24時間体制で連絡を受けることが可能な体制を確保しております。
- 平日 17:30～翌 8:30 まで・土日祝日は24時間 080-6692-8098 で対応します。

第三項 居宅介護支援費の変更について

上記の体制整備及び加算の算定に伴い、令和7年12月1日以降の居宅介護支援の提供について、介護保険の給付対象となる費用に特定事業所加算(Ⅲ)として323単位が加算される事となりますが、これにより利用者負担は原則ございません。

個人情報の取り扱いについて

当事業所では、居宅介護支援業務を適切に行うために、利用者様の個人情報を収集・利用・提供いたします。

■ 利用目的

- ・ケアプラン作成およびサービス調整
- ・介護給付費の請求および管理
- ・医療・介護関係機関との連携および調整
- ・緊急時の対応 等

■ 提供先の例

- ・訪問介護、通所介護などの各介護サービス事業者
- ・主治医、医療機関、薬局などの医療関係者
- ・市区町村、介護保険者、地域包括支援センター等

■ 同意について

- ・個人情報の提供は原則として、事前に文書による同意を得たうえで行います。
- ・同意は任意であり、同意しないことによる不利益はありません。
- ・同意された後でも、いつでも撤回することが可能です。

事業者は、居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、交付を行いました。

令和 年 月 日

<事業所>

所在地 東京都豊島区池袋 2-33-17 オリентハイツ 202
名称 株式会社 EMK いちごケアプラン

説明者氏名 _____

私は本書面にて、事業者から居宅介護支援サービスについて、重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

<利用者>

住所

氏名

<家族・代理人> ※代理人を選任した場合のみ

住所

氏名

<立会人>

氏名

※立会人とは、利用者と共に重要事項の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方となります。なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。

